

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-12-13

インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実：1969年主要商業銀行国有化以降(2)

ESHO, Hideki / 絵所, 秀紀

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

54

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

55

(終了ページ / End Page)

99

(発行年 / Year)

1986-09-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008468>

インドにおける運転資本貸出規制 の論理と現実

——1969年主要商業銀行国有化以降 (2)——

絵 所 秀 紀

1. 国有化による商銀貸出政策の転換

(1) はじめに

1969年6月の主要商業銀行14行の国有化は独立後インドの金融構造を大きく転換させるものであった。この措置の特色はなによりもます「インド型社会主義」建設の一環として商業銀行の「社会的責任」と「開発銀行としての役割」を強調したことにある。ここにおいて、(1)農村地域への商業銀行業務の浸透、(2)優先部門（農業、小規模工業、輸出等）への信用供与の増大、(3)経済開発計画における公共部門銀行の役割強化、(4)銀行業における地域格差の縮小が国有化の理念として設定されることになり、強力に実行に移されることになる。とりわけ貸出政策の転換はきわめてラディカルで、農業部門を中心とした優先部門および公共部門への信用供与の激増は、そのメダルの半面として非優先部門（とりわけ民間大中規模工業部門および民間商業部門）への貸出金シェアの縮小をともなわざるを得ず、こうした部門に対する貸出規制が必至となつた。興味深い点は、貸出規制が単に量的なものにとどまらず、貸出形態の変更をも迫るものであったことである。

インドの商業銀行はイギリスのそれをモデルとして創られ、植民地時代から伝統的に企業に対する短期運転資本の供給に貸出目的をおいてきた。そしてその目的に適合的な貸出形態として主にキャッシュ・クレディット

(以下C/Cと略記する) 制度が独立後も遵守されてきたが、国有化によって改革されるべき「問題」として浮びあがってきたのはまさにこのC/C制度のありかたである⁽¹⁾。本稿では、国有化によって余儀なくされた商業銀行の運転資本貸出形態の規制=変革とそれをめぐる諸問題を取り上げるが、この問題はC/C貸出制度の規制方法をめぐる議論と、それに代るべき制度としての手形市場の創出をめぐる議論とに集約される。両議論を切離して論ずることはできないが、ここでは主に前者に力点をおいて論を進める。以下、本章第2節で国有化を境にして商銀の貸出部門が大きく変化した事実を確認し、第2、3章でC/C制度の改革を求める数度に及ぶ委員会報告の概要を紹介し、運転資本貸出規制の論理と方法がいかなるものであったのかを検討する。つづいて第4章で商銀国有化以降C/C貸出が実際にはどのように推移したのかという点を検討し、最後に第5章で若干の要約を付すとともに商銀国有化以降の運転資本貸出規制が「思わざる」帰結をもたらしたことを明らかにする。

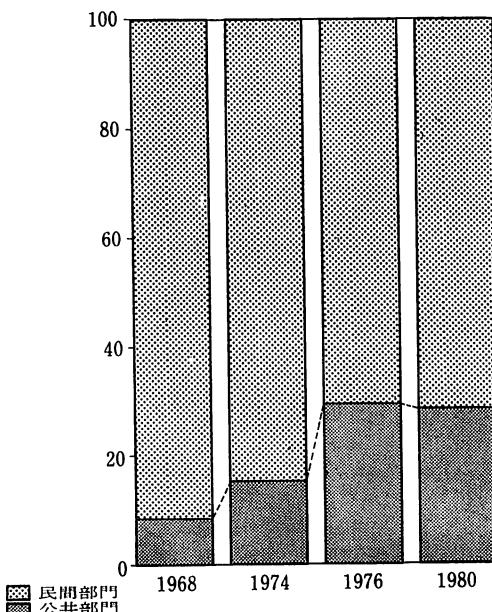
(2) 国有化による商銀貸出部門の変化

1969年の主要商銀国有化を契機にして、農業を中心とする優先部門が新たな貸出先として商銀業務の範囲に追加されることになった。この措置は、当時のインドの開発計画の基本線に添うものであり、60年代中葉以降の経済停滞を開拓すべく導入された「緑の革命」戦略を、金融面から支え、強化することに最大の狙いがあった⁽²⁾。こうした商銀貸出政策の転換は、一方でいかにして預金額を増大させるかという“deposit mobilization”の問題を生むと同時に、他方で部門別の貸出額の配分をどのように転換するかという“credit deployment”の問題を生みだした。

国有化に至るまでの、商業銀行信用の主要な借り手は、民間の大中規模工業部門と商業部門であった。国有化直前の1969年3月のデータによると、指定商銀の貸出金残高に占める大中規模工業部門のシェアは60.6%，商業部門のシェアは19.2%（うち民間商業部門のシェアは15.6%）であり、両部門のシェアの合計はほぼ8割に達していた⁽³⁾。逆に、農業、

小規模工業、サービス業への貸出はほとんど無く、また個人貸付の伝統も無かった（第1表参照）。一方、公共部門・民間部門別のデータを見ると、1968年6月末時点での指定商銀貸出金残高に占める公共部門のシェアは8.6%にすぎず、91.4%が民間部門に流れ込んでいたことがわかる（第1図参照）。ところが国有化を境にして様相は大きく変わった。貸出政策の基準が、安全性だけでなく発展の可能性に基くものに、あるいは担保指向性から生産指向性へと転換した。この結果、農業、小規模工業、輸出等、優先部門への信用供与が政策的に推し進められ、指定商銀貸出金残高に占める優先部門のシェアは、輸出を含めない場合には、1969年6月の14.0

第1図 指定商業銀行の公共部門・民間部門別貸出金残高シェアの推移（%）



出所：RBI, *Report on Currency and Finance 1976-77*, vol. 1, p. 99; do., *Banking Statistics: Basic Statistical Returns*, Dec. 1975, p. 12; Dec. 1976, p. 13; June 1980, p. 18

第1表 指定商業銀行の部門別貸出金残高の推移

(単位: 1,000万ルピー)

	1968. 3		1972. 6		1974. 6		1976. 6		1978. 6		1980. 6	
	金額	%										
(1) 工業	2,068	67.5	3,053	57.6	4,555	56.9	5,713	48.9	7,610	47.7	10,236	48.0
a. 大中規模工業	1,857	60.6	2,414	45.5	3,550	44.4	4,462	38.2	5,762	36.1	7,702	36.1
b. 小規模工業	211	6.9	639	12.1	1,005	12.5	1,251	10.7	1,842	11.6	2,534	11.9
(2) 農業・農業関連	67	2.2	360	6.8	709	8.9	1,214	10.4	1,961	12.3	3,152	14.8
(3) 国内商業	588	19.2	924	17.4	1,396	17.5	3,115	26.7	4,198	26.3	4,741	22.2
a. 卸売商業	541	17.7	766	14.4	1,180	14.8	2,822	24.2	3,734	23.4	4,054	19.0
うち食糧買上げ	109	3.5	542	10.2	523	6.5	2,192	18.8	2,525	15.8	2,410	11.3
b. 小売商業	47	1.5	158	3.0	216	2.7	293	2.5	464	2.9	682	3.2
(4) サービス業	—	—	—	—	461	5.7	664	5.7	892	5.6	1,386	6.5
(5) 個人貸付	—	—	—	—	289	3.6	356	3.0	486	3.0	700	3.3
(6) その他	341	11.1	963	18.2	589	7.4	616	5.3	814	5.1	1,096	5.1
合計	3,064	100.0	5,300	100.0	7,999	100.0	11,678	100.0	15,961	100.0	21,312	100.0

出所: RBI, *Report on Currency and Finance 1975-76*, vol. 1 p. 91; do., 1978-79, vol. 1 p. 128; do., 1980-81, vol. 1 p. 135

第2表 指定商業銀行の優先部門貸出金残高の推移

(単位：1,000万ルピー)

	1969. 6	1976. 12	1978. 6	1980. 6
1. 農業	188	1,335	1,851	3,097
2. 小規模部門(1) うち小規模工業	294 286	1,719 1,421	2,210 1,828	3,391 2,793
3. その他優先部門(2)	23	341	454	790
4=1+2+3	505	3,395	4,515	7,278
5. 輸出	270	1,080	1,301	1,627
6=4+5	775	4,475	5,816	8,905
7. 銀行貸出金総額	3,599	10,743	15,694	22,968
8=4/7 (%)	14.0	31.6	28.8	33.0
9=6/7 (%)	21.5	41.6	37.5	38.8

注：(1) 陸運・水運運転手、小規模工業、工業団地設立を含む

(2) 小売商業・零細商業、専門職・自営業、教育を含む

出所：RBI, *Report on Currency and Finance 1977-78*, vol. 1 p. 124; 1979-1980, vol. 1 p. 138; do., 1980-81, vol. 1 p. 141

%から1980年6月には33.0%にまで、また輸出を含めた場合には21.5%から38.8%にまで、それぞれ増大した（第2表参照）。これに伴って80年6月には、大中規模工業部門のシェアは36.1%に、また民間商業部門のシェアは10.9%（「国内商業」のシェア 22.2% から、公共部門への信用供与である「食糧買い上げ」のシェア 11.3% を引いたもの）に、それぞれ大きく低下した。また先の第1図によって公共部門・民間部門別の貸出金残高シェアの推移を見ると、公共部門のシェアも徐々に高まり、1976年以降はほぼ3割を占めるに至った。以上から明らかのように、国有化によって民間の大中規模工業部門および商業部門への信用供与は著しく制限されることになり、こうした部門にとって信用は一個の稀少資源となつた。ここに信用の需給キャップ問題が新たに生じることになり、問題解決の方法として信用供与規律の強化という発想が生れ、その発想が商銀貸出形態の再検討=C/C制度の改革という議論を生みだす素地となつたのである。

60 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

- (1) C/Cの機能は当座貸越と同じであって、そのためインドのC/C改革論叢も、双方を区別せずにとりあげている。ただし当座貸越が受取手形を担保とするのに対し、C/Cの場合の担保は商品在庫（棚卸資産）である点が異っている。また「キャッシュ」という呼び名は、借り手が銀行と契約している貸出限度額までいつでも自由に銀行券（キャッシュ）で引き出すことが出来るということに由来する。
- (2) 拙稿「インドにおける金融構造の転換—1969年主要商業銀行国有化以降(1)一」(『経済志林』第50巻第2号、1982年10月) 参照。
- (3) 独立後、国有化に至るまでの間に商業銀行の部門別貸出の比重は、商業部門から工業部門へと大きくシフトした。商銀貸出総額に占める商業部門貸出額のシェアは、1951年3月の36%から1961年4月には29%，そして1967年3月には19%へと大きく下落する一方、工業部門のシェアは1955年の34.3%から1966年には64.3%へと増大した (M. Y. Khan, *Indian Financial System: Theory and Practice*, New Delhi: Vikas Publishing House, 1980, p. 245)。

2. 各種委員会報告に見る商銀貸出形態改革案：C/C制度の評価と改善勧告を中心に

C/C制度を中心とする商業銀行の運転資本貸出形態の問題点を指摘し、あわせて改善の方向を提示した委員会報告はこれまで4回提出されている。これらの委員会報告は多くの貴重な情報を含んでおり、本稿でも最初に頼るべき資料であるので、まずその概要を紹介し、運転資本貸出規制の論理を検討しておこう。

(A) デヘジア委員会報告⁽¹⁾

設置の背景と報告の概要

1968年インディラ・ガンジー首相は、「銀行信用を拡大し、その誤用を避け、優先部門への信用供与を増大し、信用を経済開発のより有効な道具とする」ことを主内容とした「銀行に対する社会的統制(social control over banking)」案を打ち出したが、それと同時に全国信用評議会(National Credit Council)を設置した。全国信用評議会の主要機能は、(1)経済諸部

門からの銀行信用需要を査定すること、(2)資金のアヴェイラビリティーおよび優先部門の資金需要を勘案した上で、銀行の貸出及び投資のプライオリティーを決定すること、(3)商業銀行、協同組合銀行及び特殊金融機関の貸出・投資政策に協力し、資金の最適利用を図ることであり、5つの委員会を設置した⁽⁶⁾。このうちの1つがデヘジア委員会である(1969年9月設置)。デヘジア委員会は、(1)指定商業銀行⁽⁸⁾の年間預金増加額と貸出金(短期信用)需要額とのギャップは特に繁忙期(10月~3月)に顕著になり、このため指定商業銀行は中央銀行であるインド準備銀行(以下RBIと略記)からの借り入れに依存せざるを得ないが、(2)その原因是民間大中規模工業部門が必要以上に銀行借り入れを行っていることに求められ、(3)また、企業のこうした銀行借り入れへの過度の依存体質はC/Cを軸にした商業銀行の運転資本貸出制度によって助長されている、とした。この委員会勧告は時期早尚として実行に移されなかったが、C/C制度の欠陥を初めて指摘し、また民間大中規模工業部門の生産・在庫増加率と短期銀行信用借り入れ増加率との関係に初めてメスを入れたものとして大きな意義を持ち、その後の各委員会の議論の基本的方向を決定する役割を果たすことになった。

C/C制度に関する報告内容

デヘジア委員会は以下の点をC/C制度の問題点として指摘している。

- (1) 特別の抑制措置がないかぎり、借り手(とくに工業部門の借り手)は生産および在庫の増加率に基く必要借り入れ額を超過して、銀行からの短期信用借り入れに過度に依存しようとする傾向が生れる。
- (2) 工業部門においては、銀行からの短期借り入れ金が固定資産や非流動資産の蓄積に転用されがちである。つまり名目では短期借り入れ金であるが、実質的には長期借り入れ金としての機能を果たす傾向がある。
- (3) 同一の流動資産に対して二重あるいは多重の資金融通が行われうる。
- (4) 信用供与期間が不法に長引く傾向がある。

以上の認識に基いて、次のようなC/C制度改革勧告を行っている。

62 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

- (1) 企業の必要借り入れ金申込額の査定は、提供される担保ではなく、企業の現在および将来の全般的な資金状態を基準にすべきである。
- (2) C/C勘定は、①所与の生産水準を維持する為に必要とされる、原料・最終製品在庫の最低水準を表わす「ハード・コア」部分と、②当勘定の変動部分である、厳密な意味での短期信用部分とに区別されるべきである。後者だけが、在庫の短期的増加や税金・配当金・ボーナスの支払い等、一時的目的のために必要とされる資金需要を表わしている。前者のハード・コア部分は長期ローン・ベースで処理されるべきであり、厳格な返済計画に従うべきである。
- (3) C/C勘定の変動部分も改善されるべきである。C/C制度の下では帳簿上の債券を担保として、在庫販売のために巨額の短期資金が銀行から供給されている。そのため商品の買手に対して一定期間内に債務を返却するという規律が何ら課せられないことになり、銀行信用期間が不法に延長しがちである。これは正策としてはユーザンス手形振り出しの慣行が発展させられるべきである。ユーザンス手形は、商品の買手に対して金融規律を課すだけでなく、商品の売手にとって具体的な資金融通計画の作成に役立ち、また真正手形市場(genuine bill market)の発展を促す。このような手形市場の発展をうながすために、中央政府はユーザンス手形に対する印紙税を引き下げるべきである。

(B) ナラシムハム委員会報告⁽⁴⁾

委員会の問題設定

ナラシムハム委員会は、真正手形市場発展に関するデヘシア委員会勧告を受けて、1970年2月に設置されたものであり、次のような問題設定を行っている。

- (1) 現在および将来において、貸出手段としての為替手形の使用拡大を目指す、意図的および積極的な措置を講じる必要があるか？ またインドにおいて手形割引市場を創出する必要があるか？
- (2) もしありとすれば、どのような種類の取引が為替手形の使用に適って

いるか？ また、このような取引が為替手形によって資金融通されるようになる為には、どのような措置が必要か？

- (3) 為替手形の引受および割引の為にどのような制度の設立が必要か？

手形市場創出案

当委員会は、インド銀行業および貨幣市場の特徴として、(1)銀行貸出形態としてC/Cが支配的であること（当時、商銀貸出残高のほぼ70%を占めていた）、(2)コール市場が未発達であるため、銀行システムに対する流動性プレッシャーが平準化しないことの2点を挙げ、こうした基本的枠組の中で為替手形使用拡大の利点を以下のように論じている。

- (1) 銀行間では、ある銀行が資金超過になると同時に他の銀行が資金不足になるということがある。このため銀行間コール・マネー市場が必要となるが、インドではコール・マネー市場からの借り入れよりも中央銀行からの借り入れを選好する傾向がある。全国的なコール・マネー市場が未発達なので、この結果RBIは「最後に頼るべき貸し手」ではなく「最初に頼るべき貸し手」になっている。つまり銀行制度全体としては余剰資金があるにもかかわらず、資金不足銀行によってRBIからの資金が求められる。このようにして中央銀行貨幣(reserve money)が創出され、経済の必要性によって保証される以上のマネタリー・ベースが不断に膨張する傾向が生れる。

こうした傾向は為替手形を信用手形として徐々に使用することによって正常化される。何故なら、余剰資金を持った銀行および金融機関は様々な種類の満期手形を購入することが出来るし、また逆に資金不足の銀行はその必要を満たす為に市場で手形を売却することが出来るからである。かくして、銀行は手形市場から必要とする資金を融通出来なかつた時にのみRBIからの借り入れに依存することになる。そして銀行システム内部の流動性が平等化することによって貨幣市場に柔軟性が生まれ、RBIはより効果的な金融政策を行うことが出来るようになる。RBIの再割引は真の資金不足にだけ関連することになる。さらにRBI

64 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

によって再割引された手形は紙幣発行に対する適確な資産を形成することになるし、また手形市場の発達によって、公定歩合の変更はより有効な金融統制の武器となるであろう。

(2) C/C の代りに手形割引によって融資が行われるならば、返済額および返済期日が確定し、そのために手形市場あるいは R B I による再割引によって、銀行の現金需要が容易に満たされることになろう。

(3) 掛売が、帳簿上の債券に対して与えられる C/C によって融資される代りにユーザース手形によって融資される慣行が促進されるならば、商品の買手に対して金融規律を課すだけでなく、供給者=生産者に対しても彼らの資金融通をより現実的に計画するための一助となる。

以上の理由によって、ナラシムハム委員会は手形市場の創出を勧告するに至ったが、手形金融は真正商業手形 (genuine trade bill) に限定されるべきであり、当面は指定商業銀行の署名を持った銀行引受手形だけを R B I による再割引資格手形とすることが望ましいとしている。またさしあたって為替手形の引受は商業銀行によって行われるべきであり、この段階でアクセプタンス・ハウスあるいはディスカウント・ハウスの創出は必ずしも必要では無いが、為替手形の売手と買手とのリンクとして活動する仲介業者は必要であり、この役割はビル・ブローカーによって果たされるべきであるとしている。

かくして、この勧告に従って1970年11月、R B I は「新手形市場創出計画 (New Bill Market Scheme)」を導入した。この計画はインド金融史上初めての真正手形割引市場創出に向けての具体的な第一歩となつた⁽⁵⁾。

(C) タンドン委員会報告

委員会設立の背景と課題

タンドン委員会設立の背景は、1974年8月における当時の R B I 総裁 R. K. ハザリの発言に求められる。その発言とは、「在庫を拡大することによって利潤の極大を目指す企業の政策と、現在の状況の中における経済政策との間には利害の対立がある。それ故、経済全体の利益の為に、また

信用およびその他の資源の配分の歪みを是正する為に、投機的退藏の傾向はいかなるものであれ抑制されなければならない」というものである⁽⁷⁾。つまりタンドン委員会は、第一次石油危機とうちつづく不順なモンスターのために、かつてないインフレーションに見舞われた当時の経済状況の下で⁽⁸⁾、投機的行為に走っていた企業の独占的行為を制限すべく、その一方策として短期銀行信用の歪みを是正することを目的としていた。当委員会の課題は、(1)各企業の必要資金需要見積りの基礎となるような、在庫水準に関する規範を産業別に設定すること、(2) C/C 制度が支配的な商業銀行の貸出制度を再検討すること、(3)以上の 2 点を実施するうえで必要となる、銀行への企業情報提出を制度化すること、の 3 点にあった。タンドン委員会勧告は R B I 指導事項 (directive) として実施されることになったが、その勧告は多岐にわたり、また産業別の「在庫規範(inventory norm)」(後述) を具体的に設定した点に特色を見出すことができる。当報告は企業独占に対する規制強化時代の一産物と見なすことができよう。

C/C 制度に関する委員会報告の内容

ここでは C/C 制度の欠点に関する委員会報告の内容と、制度改革に関する勧告内容を紹介する。

C/C 制度の欠点として、タンドン委員会は次の点を挙げている。

- (1) この制度の下では、銀行の貸出水準は、銀行がどれだけ貸すことが出来るかによってではなく、特定時点での借り手の借り入れ決定によって決定される。したがって、借り手の資金需要が小さい時には、銀行は巨額の未利用資源という問題に直面し、また逆に借り手の資金需要が増大する時には、銀行は事前の通告無しに資金需要に応じなければならぬという問題に直面する。すなわち、銀行は C/C 勘定の貸出水準に対して何らのコントロールもできない。
- (2) それ故、銀行は信用需要を予測することが出来ず、このことは銀行の信用計画を阻害する。
- (3) またこの制度に附隨した不確実性のために、銀行にとって C/C 制度

66 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

の運営コストは高くつく。

(4) さらにこの制度の下では、借り手は銀行借り入れ資金を流動資産の増大あるいは流動負債の返却以外の目的に利用することも可能である⁽¹⁰⁾。

またタンドン委員会の C/C 改革案は、デヘシア委員会勧告の延長線上にあるが、次のようなものである。

(1) 年間信用認可限度額は、年間を通じての最低限の借り入れ水準を含む貸付金部分と、変動必要資金需要に答える C/C に部分二分されるべきである。

(2) C/C 貸出に対しては貸付金よりも若干高い利子率が課せられるべきである。このことによって、借り手の資金需要計画に規律がもたらされる。超過借り入れ金を表わす長期ローンに対しては、C/C よりも若干高い利子が課せられるべきである。

(3) 借り手が C/C の便宜を非計画的に利用することが無いように、資金融通は企業運営の目的のために作成される四半期ごとの企業予算報告システムに基くべきである。

(4) 売掛債券はできるかぎり、C/C によってではなく、手形制度によって資金融通されることが望ましい。

(5) 以上の貸出様式の変更は 100 万ルピー以上の信用認可額をもった借り手に適用される。

以上の貸出様式の変更に関する勧告とともに、タンドン委員会は企業の銀行借り入れ限度額についての勧告を行っている。報告は、以下の 3 つの代替的方法を提示している。

(1) 貸出第 1 方法

総流動資産から銀行借り入れ金以外の流動負債を差し引くことによって企業の運転資本ギャップを計算することができる。貸出第 1 方法は、運転資本ギャップの 75% まで銀行が資金融通するものである。残りの 25% は、自己資金および長期借り入れ金といった長期資金によって埋めあわされる。

ある企業の当時の流動資産・流動負債の貸借対照表を〔A〕表とすると、貸出第1方法は〔B〕表で例示される。

〔A〕表：ある企業の当時の貸借対照表の例示

	流動負債		流動資産
買掛金	100	原料	200
その他経常負債	50	仕掛り品	20
	-----	最終製品	90
小計	150	売掛債券	50
		(銀行の手形割引を含む)	
銀行借り入れ	200	その他流動資産	10
(銀行の手形割引を含む)			
	-----		-----
合計	350	合計	370

〔B〕表：貸出第1方法の例示

総流動資産	370
マイナス：銀行借り入れ金を除く流動負債	(-)150

運転資本ギャップ	220
マイナス：長期資金源（自己資金+長期借り入れ金）	
=運転資本ギャップの25%	(-) 55 (=220×0.25)

許容されうる最大限の銀行借り入れ金	165

貸出第1方法によると、

- a. この企業の当時の銀行借り入れ超過額は、 $200 - 165 = 35$
- b. 流動比率=流動資産/流動負債は、 $370 / 150 + 165 = 1.17 : 1$
- c. 銀行借り入れ金/運転資本ギャップ比率は、 $165 / 220 = 0.75$

となる。

(2) 貸出第2方法

これは借り手が総流動資産の最低限25%を長期資金源から調達するものである。一定の買掛金およびその他の流動負債が利用可能であるので、それらを控除した残余を銀行が貸出す。銀行借り入れを含む総流動負債は流動資産の75%を超過しない。第2方法は〔C〕表によって例示される。

68 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

[C] 表：貸出第2方法の例示

総流動資産	370
マイナス：長期資金（総流動資産の25%）	(一) 92(=370×0.25)
	278
マイナス：銀行借り入れ金以外の流動負債	(一) 150
	許容されうる最大限の銀行借り入れ金
	129

貸出第2方法によると、

- a. この企業の当初の銀行借り入れ超過額は、 $200 - 128 = 72$
- b. 流動比率は、 $370 / 150 + 128 = 1.33 : 1$
- c. 銀行借り入れ金/運転資本ギャップ比率は、 $128 / 220 = 0.58$

と計算される。

(3) 貸出第3方法

これは基本的に第2方法と同じであるが、「確定流動資産 (core current assets)」部分は長期資金によって融通されるべきであるという理論に基いて、総流動資産からこの部分を控除するものである。第3方法は[D]表によって例示される。

[D] 表：貸出第3方法の例示

総流動資産	370
マイナス：確定流動資産（長期資金によって融通）	(一) 95
	実際の流動資産
	275
マイナス：長期資金源（実際の流動資産の25%）	(一) 69(=275×0.2)
	206
マイナス：銀行借り入れ金以外の流動負債	(一) 150
	許容されうる最大限の銀行借り入れ金
	56

貸出第3方法によると、

- a. この企業の当初の銀行借り入れ超過額は、 $200 - 56 = 144$
- b. 流動比率は、 $370 / 150 + 56 = 1.80 : 1$
- c. 銀行借り入れ金/運転資本ギャップ比率は、 $56 / 220 = 0.25$

と計算される。

以上の例示から明らかなように、第1方法から第3方法に進むにつれて銀行による貸出規制が強まり、流動比率は大きく、逆に銀行借り入れ金/運転資本ギャップ比率は小さくなっている。タンドン委員会勧告は、第3方法が到達すべき理想であるが、実際には第1方法から第2方法を経て、第3方法へ徐々に進むのが良いとしている。

(D) チョーレ委員会報告⁽¹⁰⁾

委員会設立の背景

上記のC/C制度の改革に関するタンドン委員会勧告のうち、ピーク時の必要資金借り入れ額をベースにした貸出認可限度に関する勧告は、おおむね銀行によって実行されるに至ったが、C/C勘定を「『確定』貸付金部分と『変動』C/C部分とに分割すべし」という貸出形態の変更に関する勧告は、その後も「遅々として進展しなかった」⁽¹¹⁾。そのためRBIは、タンドン委員会勧告の再検討を含む、C/C制度の全面的見直しを迫られることになり、1979年3月にチョーレ委員会を設置した。チョーレ委員会は、(1)タンドン委員会勧告が実施されなかった原因を検討する一方、(2)C/C勘定の信用認可額と信用利用額とのギャップについてのファクト・ファインディングを重ね、(3)C/C勘定を二分すべしというタンドン委員会勧告の実施は不可能であり、また意味もないとした。そして、(4)商銀貸付金総額に占めるC/Cの優越的シェアを低下させることは望ましいが、C/C貸付金、および手形金融の3種類の結合による現行の銀行貸出様式の構造的変革は必要では無いと結論づけた。

タンドン委員会勧告の再検討

チョーレ委員会はまず、タンドン委員会によるC/C勘定二分割勧告が、商業銀行によっても借り手企業によっても受け入れられなかつた理由を3点挙げている。

- (1) 銀行側が「確定」部分を分離しないのは、当該部分を分離して別枠の貸付金勘定にする必要がないからである。というのも、銀行は過去の引

70 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

き出し最低限ベースに照らして、確定部分の大きさを知っているからである。

- (2) また確定部分はコンスタントなものではなく、時を経るに従って、また生産および費用要因に依存して変化するからである。
- (3) さらに、貸付金部分に対する利子率は C/C 部分に対する利子率よりも低いので、確定部分を分離して貸付金による貸出を行うと、銀行はかなりの収益を失うことになり、国有化以降顕著になった銀行の収益低下傾向の中では、銀行はこのような変更を望まないからである。

チョーレ委員会は以上のような状況判断に基いて、C/C 勘定を二分することは不必要かつ実行困難であるとし、その合理的根拠として次の 2 点を挙げている。

- (1) C/C 勘定を二分しても、貸出認可額とのギャップを埋めることによって企業および銀行の信用計画を改善するという目的には役立たない。また確定部分が例えば C/C 総額の 80~85% といった相当な高水準に固定されないならば、C/C 制度の欠陥は、たとえ二分割勧告が実施されたとしても、なお C/C 部分において残るであろう。さらに茶、砂糖、コーヒー、タバコといった季節変動の大きい産業においては、C/C 勘定は通常一年間のうち一定期間は貸方にあるので、「確定」という考え方を適用することは出来ない。以上のような理由に照らし合わせてみると、C/C 勘定の二分割勧告は銀行によっても借り手によっても自発的に受け入れられそうもないし、また強制的に導入しても利益はない。
- (2) 次に、確定部分を C/C 勘定から分離するには実行上の困難がある。例えば季節的変動の大きい産業には確定部分は全然無い。逆に変動部分が極小であるために確定部分が実質的に貸出認可額と同一になる場合もある。この場合には長期にわたって貸出認可額と同一の額が返済されなければならなくなり、そのためこのような企業は、一時的目的を除くと、短期銀行信用を受ける権利がまったく無くなってしまうことになる。

商銀貸出制度改革勧告

以上のようにチョーレ委員会は、デヘジア委員会からタンドン委員会へと引き継がれてきた C/C 勘定の二分割案を避け、代りに以下のような勧告を提示している。

- (1) 現行の C/C 制度、貸付制度および手形制度の 3 種類の結合による銀行の貸出様式については、何らの構造的変革も必要ではなく、それぞれの貸出様式の利点が保持されるべきである。しかし同時に、可能なところではどこでも C/C が貸付と手形金融によって補完される方向への転換が必要であり、貸出金総額に占める C/C の優越的なシェアを低下させることが望ましい。
- (2) 民間・公共両部門の大中規模の借り手は銀行からの資金融資に過度に依存しているが、このような状態は是正されなければならない。大中規模企業の剰余金の一部は運転資本として使用されるべきである。
- (3) 運転資本への借り手の貢献分を高め、流動比率を改善するために、100 万ルピー以上の貸出認可額をもつすべての借り手は、タンドン委員会提案による貸出第 2 方法（流動比率最小限度が 1.33 : 1）の下に置かれるべきである。しかし、多くの借り手は貸出第 2 方法の下で企業運営を続行できるような資金ポジションにはないので、その場合には超過借り入れ額部分を分離し、一定期間にわたって分割返済する「運転資本長期貸付」(working capital term loan) として処理すべきである。長期貸付の利子率は C/C のそれより 2 % 高く設定する。
- (4) 借り入れ金が明確な規則的変動を示す場合、銀行は借り手の必要借り入れ資金を、「平常非ピーク水準」のそれと「ピーク水準」のそれとを分離して査定しなければならない。この措置によって、平常時の認可額を越えるピーク時の認可額は平常時には利用出来ないことになり、その限りにおいて認可額と利用額とのギャップを低下させることができる。
- (5) 予期せざる緊急事態を乗り切るために、貸出認可額を越えて特別のあるいは一時的な資金が必要とされる場合、必要に応じて追加金融がなさ

72 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

れるべきであるが、追加金融は C/C 勘定とは別枠の短期貸付勘定あるいは非活動 C/C 勘定 (non-operable cash credit account) 適用されるべきである。この部分に対してはペナルティーとして C/C より 2 % 高い利子率が課せられるべきである。

- (6) 銀行は帳簿上の債務に対して資金融資する C/C 制度を検討し、このような C/C 貸出認可額を手形金融貸出認可額に転換するよう、主張すべきである。
- (7) 製造業部門の原料に対する C/C 認可額の少なくとも 50% は受取人手形に対する貸出によって置換されるべきである。これによって借り手の原料購入に関する在庫コントロールが改善され、借り手の間に計画意識が自動的にもたらされる。
- (8) 手形金融制度を一層奨励するために、手形市場が発展させられるべきであり、この目的のためにイギリスのディスカウント・ハウスの線に添った新たな制度が設立されるべきである。

以上、デヘジア委員会からチョーレ委員会に至るまでの C/C 制度の改革をめぐる議論と勧告の概要を見てきたが、その目的は金融政策の有効性を高めること、および企業の独占的行為を制限することの二点に求められていたと言えよう。しかしこうした目的を達成するために、チョーレ委員会に至って、C/C 制度そのものの変革が問題なのではないという結論を得たことはまことに興味深い。ここに至って「問題」は、金融政策の有効性を高めるための手形市場の発達と、企業の独占的行為を制限するための在庫規範の遵守（後述）とに分解された。あるいはまたタンソン委員会に至るまで高まってきた金融規制強化の流れがチョーレ委員会では規制の方向を変え、80年代の民活導入路線の下で企業の運転資金源としての社債市場の創出・整備が新たな問題として浮かび上がってきたとも言えよう。

- (1) デヘジア委員会というのは、委員長名をとった通称である。本稿では以下すべて通称を用いる。デヘジア委員会報告の正式名は、「工業および商業の信用需要が膨張しがちな範囲ならびにいかにしてこのような傾向をチェック

しうるかに関する委員会報告 (“Report of the Study Group on the Extent to which Credit Needs of Industry and Trade are likely to be Inflated and How such Trends could be Checked—Summary”)」 (*Reserve Bank of India Bulletin*, Nov. 1969)

- (2) デヘシア委員会以外の 4 つの委員会は、i. 「商業銀行および協同組合銀行による預金動員についての委員会」(委員長: T. A. Pai), ii. 「(銀行の) 社会的目的達成のための組織的フレームワークについての委員会」(委員長: D. R. Gadgil), 「農業への商業銀行信用拡大を実行するにあたっての地域／プロジェクト・アプローチについての委員会」(委員長: P. N. Damry), iv. 「道路運転手のための信用便宜の提供についての委員会」(委員長: B. K. Dutt) である (*Government of India, Report of the Banking Commission*, 1972 p. 5)。
- (3) 「指定商業銀行」(scheduled commercial banks) とは、払込資本および準備金の合計が 50 万ルピー以上で、RBI によって預金者の不利益にならないような仕方で業務を行っている商業銀行と定義される (RBI, *Explanatory Notes on Current Statistics*, Oct. 1978, p. 9)。
- (4) 「融資手段としての為替手形の使用拡大と手形市場の創出についての委員会報告 (“Report of the Study Group on Enlarging the Use of the Bill of Exchange as an Instrument of Credit and the Creation of a Bill Market”)」 (*Reserve Bank of India Bulletin*, July 1970)
- (5) 言うまでもなく手形再割引は中央銀行にとって重要な信用統制の手段である。インドにおいても既に 1931 年の『中央銀行設立委員会報告 (*Report of the Indian Central Banking Enquiry Commission*)』によって、商業手形市場の確立が勧告されてはいた。しかしうちつづく戦争および分離独立によって生じた諸困難の為に RBI は 1952 年初頭に至るまで、何等の措置を講じることも無かった。戦時中に商業銀行は巨額の国債を抱え込み、その後しばらくは工業および商業部門からの資金需要の増大に対して、商銀は国債を流動化することによって対応してきた。こうした措置は、当時 RBI が持っていた国債利回り釘付け政策によって助長され、政府債務の貨幣化に帰着したが、それによってもたらされたインフレ圧力のために中断を余儀なくされた。以上のような状況の中で 1952 年 RBI は最初の「手形市場創出計画 (Bill Market Scheme)」を導入した。この計画は、90 日のユーザンス手形あるいは銀行の借り手の約束手形によってサポートされた銀行約束手形に対して、短期貸付金形態で RBI が指定商業銀行に貸出をするというものであった。指定商業銀行はこの目的の為に、貸出金の一部を RBI からの借り入

74 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

れに必要とされる見返り担保として90日のユーザンス手形に変えることが許された。換言すれば、この計画は銀行の為の資金通計画にすぎず、真正手形市場の発展は望むべくもなかった(GOI, *Report of the Banking Commission*, pp. 19-20)。

- (6) 『銀行信用のフォロー・アップのためのガイドライン設定委員会報告 (RBI, *Report of the Study Group to Frame Guidelines for Follow-up of Bank Credit*)』 RBI, 1975
- (7) *Ibid.*, p. 5.
- (8) この時期は『1975—76年経済白書』によって、「スタグフレーションによって特徴づけられる 1972~74 年の経済危機」と評される (Government of India, *Economic Survey, 1975-76*, p. 51)。なお拙稿「70年代のインフレーション」(山口博一編『現代インド政治経済論』アジア経済研究所, 1982, 所収) 参照。
- (9) この点についてタンドン委員会報告は、以下のように借り手企業の資金状況を例示することによって説明している。

流動負債		流動資産	
銀行借り入れ金	75,000ルピー	在庫	100,000ルピー
その他流動負債	10,000ルピー	その他流動資産	10,000ルピー
合 計	85,000ルピー	合 計	110,000ルピー

上記の例で、企業が固定資産並びに流動資産の一部をカバーするために、株式を発行しました長期貸付金を借り入れるとする。また銀行の機能は流動資金のバランスを保つために必要とされる資金を供給するものと考えられている。10万ルピーの在庫総額に対して、75,000ルピーの銀行貸出がC／Cによって認可されている。貸出金は在庫総額に対して一定のマージンを控除して計算されている。上記例の場合のマージンは25%であり、この部分は流動資産を維持するための借り手の貢献分を表わしている。定期的な在庫統計の中で担保があるということが示される限り、借り手は、(a)在庫の価値マイナス契約条項として要求されるマージン、あるいは(b)信用認可額のどちらか低いほうを基礎にして計算された資金引き出し限度額まで引き出すことが許される。

C／C制度の下では、借り手は利用可能な担保に対して資金を引き出し、その資金を流動資産の増大あるいは流動負債の返却以外の目的に利用することも可能である。例えば以下の例が示すように、借り手は固定資産あるいは非流動資産を獲得するために、この資金を利用することができる。

	流動負債		流動資産
買掛金	50,000ルピー	在庫	100,000ルピー
銀行借入金	75,000ルピー	その他流動資産	10,000ルピー
その他流動負債	10,000ルピー		
合 計	135,000ルピー	合 計	110,000ルピー

10万ルピーの在庫総額のうち5万ルピーまでは買掛金のために運用されている。しかし借り手はC/C契約によって75,000ルピーまで借り入れることが出来る。もし借り手が流動資産を維持するためにのみ銀行から資金を引き出すのだとすれば、借り手の資金引き出し資格限度は、借り手の貢献分がたとえゼロであるとしても、5万ルピーである。かくして借り手は銀行に知られることなく、25,000ルピーの超過借り入れ額を、銀行が認めていない目的に振り替えることが出来るのである (Report, pp. 12-13)。

- (10) 『キャッシュ・クレディット制度再検討委員会報告 (Report of the Working Group to Review the System of Cash Credit)』 RBI, 1979
 (11) Ibid., p. 1

3. タンドン委員会の「在庫規範」勧告

タンドン委員会は C/C 制度および当座貸越制度の改革にあたって、前節で紹介した諸勧告と並んで、「在庫規範 (inventory norm)」勧告を行っている。「在庫規範」勧告とは、C/C勘定および当座貸越勘定の貸出認可額の基礎となっている流動資産（商品在庫および売掛債券）額そのものを制限しようとするもので、流動資産の適正水準を産業別に設定することを提案したものである。勧告の狙いは企業の独占的行為の制限にあるが、これを契機に商業銀行が企業の財務内容にまで深く介入しはじめたことは特筆に値する。ここにインド政府は商業銀行の国有化をバネにして、金融機関を通じた企業規制への大きな、具体的な一步を踏み出したといえよう。

タンドン委員会報告はまず流動資産の諸類型を次のように整理している。企業の流動資産の大半は在庫と売掛債券であるが、在庫は(1)「軟弱な在庫 (flabby inventory)」、すなわち企業による運転資本の管理が悪く、またその配分が非効率である為に保持されている最終財、原料、および貯

第3表 タンドン委員会による「在庫規範」

業種	原 料 ⁽¹⁾ (貯蔵品等を含む)	仕掛品 ⁽²⁾	最終製品 ⁽³⁾	売掛債券および ⁽³⁾⁽⁴⁾ 買取／割引手形
(1) 編織物および合成纖維織物	a. 編花 2 (ポンペイおよび アーメダバード) 3 (東部地域) 2 $\frac{1}{2}$ (その他) b. その他原料 2	$\frac{3}{4}$ (合成纖維工場) $\frac{1}{2}$ (その他工場)	2 $\frac{1}{4}$	2 $\frac{1}{4}$
(2) 人造繊維	1 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	1 $\frac{3}{4}$	1 $\frac{3}{4}$
(3) ジュート織物	2 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	1 (国内向け) 1 $\frac{1}{2}$ (輸出向け)	1 $\frac{1}{2}$
(4) ゴム製品	2	$\frac{1}{4}$	1 $\frac{3}{4}$	1 $\frac{3}{4}$
(5) 肥料				
a. 窒素プラント	$\frac{3}{4}$ (精製工場近隣) 1 $\frac{1}{2}$ (その他)	ほとんど無し	1 (貯蔵庫がプラント 敷地内にある場合) 1 $\frac{1}{2}$ (その他)	1 $\frac{1}{4}$
b. 磷酸プラント	2 (工場が港湾地域に ある場合) 3 (その他)	ほとんど無し	1 (貯蔵庫がプラント 敷地内にある場合) 1 $\frac{1}{2}$ (その他)	1 $\frac{1}{4}$
(6) 化学製品	2 $\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	2	1 $\frac{1}{4}$
(7) 染物および染料	2 $\frac{1}{4}$	1	$\frac{3}{4}$	2 $\frac{1}{4}$
(8) 基礎化学工業	2 $\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	1	1 $\frac{3}{4}$
(9) 野菜および水化オイル	1	ほとんど無し	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$

(10) 紙	2 ~ 6 (竹および木材: 11月から3月にかけて増大, その後引き下げられる) 2 $\frac{1}{4}$ (化学製品)	ほとんど無し	1 (統制販売用) $\frac{1}{4}$ (自由販売用)	$\frac{3}{4}$
(11) セメント	2 $\frac{1}{4}$ 石膏 1 $\frac{1}{4}$ 石灰岩 $\frac{3}{4}$ 石炭 1 $\frac{1}{2}$ 相包材料	$\frac{1}{2}$	1	1
(12) エンジニアリング(自動車および付属品)	2 $\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$	2 $\frac{1}{2}$	2 $\frac{1}{2}$
(13) エンジニアリング(耐久消費財)	2	$\frac{3}{4}$	2 $\frac{1}{2}$	2 $\frac{1}{2}$
(14) エンジニアリング(部品, 付属品)	2	$\frac{3}{4}$	2 $\frac{1}{2}$	2 $\frac{1}{2}$
(15) エンジニアリング(ヘビー・エンジニアリングを除く機械, 製造業品, およびその他資本設備)	2 $\frac{3}{4}$	1 $\frac{1}{4}$	3 $\frac{1}{2}$	3 $\frac{1}{2}$

注: (1) 何か月分の消費量

(2) 何か月分の生産量

(3) 何か月分の販売費・販売額

(4) 受取手形に関する規範は短期国内販売のみに関連 (すなわち延べ払い販売および輸出から生じるものを除く)

出所: *Report of the Study Group to Frame Guidelines for Follow-up of Bank Credit*, pp. 22-24

蔵品。(2)「収益生み在庫 (profit-making inventory)」, すなわち在庫の値上がりによる収益獲得を目的として保持されている原料および最終製品。(3)「安全在庫 (safety inventory)」, すなわち危険防止の為の保険カバー分として保持される在庫部分。(4)「正常在庫 (normal inventory)」, すなわち企業の生産計画に基いて保持される在庫部分。これは主に生産計画の変更とともに変動し, またかなりの程度まで危険防止要因を含んでいる。(5)「超過在庫 (excessive inventory)」, すなわちたとえ運転資本の管理が効率的であっても, 企業の統御能力を超えてしまった為に余儀なく増加する在庫部分で, 例えは戦略的輸入が行われる場合とか, 政府が或る商品について支持価格政策をとる場合等が考えられる。

こうした各種の在庫に対する委員会勧告は, (1), (2)は許容されるべきでなく, (3)も低下させられるべきであり, (5)も銀行は奨励すべきではないというものである。また(4)の正常在庫もよく見ると, ④変動部分と, ⑤定常部分, から成り立っており, ⑤の定常部分の中にもさらに固定的要素である「確定(core)」部分がある。この確定部分は, 生産を継続するうえで絶対的に必要な原料, 仕掛品, 最終製品, および貯蔵品の最低限の水準を表わしているとしている。また売掛債券については, その水準に影響を与える要因として(1)借り手および借り手の属する産業の市場活動と動きをともにする「正常信用 (normal credit)」, (2)信用の意図的な引き延ばし, (3)手形の振り出しおよび回収手続きが緩慢であることの 3 点を挙げている。そして売掛債券はゼロにさえすることが出来るのであるから, 理論的には明確に最低限を設定することは出来ないとし, また企業およびその企業の属する産業の活動と動きをともにしない売掛債券は銀行によって資金融資されるべきではない, と勧告している。

以上のような観点から在庫および売掛債券の最大限水準を示すものとしての在庫規範が設定されているが, この規範は商業銀行による工業部門貸出業種の約半分をカバーする15業種に及んでいる。詳細は第3表に与えられている。

4. 商業銀行国有化以降の運転資本貸出の実態

以上、C/C制度の改革を求める各種委員会報告の概要を見てきたが、次に商銀国有化以降、運転資本の貸出が実際にはどのように変化してきたかという点を検討しておこう。

(1) 国有化以降の商銀貸出形態の変化

これまで見てきたように、インド商業銀行の運転資本貸出制度はC/C・当座貸越制度、貸付制度(loan system)、および手形制度(bill system)の3つに大別できるが、植民地下の時代から独立後に至るまでの長い間、C/C・当座貸越制度が圧倒的な比重を占めてきた。デヘジア委員会報告によって、69年の国有化頃には商業銀行の総貸出金残高のほぼ70%がC/C勘定で占められていたことが知られている。その後のデータはRBIのBSR(Basic Statistical Returns)から得られる⁽¹⁾。第4表は、BSRデータ(1万ルピー以上の貸出認可額をもつ口座のみ)が利用可能な1973~80年間の貸出認可額と貸出利用額の推移を、貸出形態別に見たものである。これによると指定商業銀行総貸出認可額および総貸出金残高に占めるC/Cのシェアは国有化以降顕著に縮小し、73年6月時点では前者は48.6%、後者は50.0%に、また80年6月時点では前者は41.9%、後者は42.5%にまで低下した。またC/Cに当座貸越を加えたシェアも同様に低下し、73年には総認可額の57.2%、総残高の58.1%、80年には総認可額の48.6%、総残高の49.1%となった。しかし手形金融(各種手形の買取、割引、貸出:第3表の5~8欄の合計)のシェアも76、77年には総認可額の3割強、総残高の3割近くにまで達したが、その後は再び低下し、C/C・当座貸越にとって代ったとは言いがたい。さらに短期貸付金のシェアも、73~80年間にかけて低下傾向をたどっている。この間商業銀行貸出形態の中でシェアを大きく伸ばしたのは長期貸付金で、認可ベースでは73年の9.3%から80年には18.0%へ、また残高ベースでは73年の12.2%から80年には21.3%へと2倍近くなり、これがC/C・当座貸越および短期貸付金

80 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

にとて代ったと言えよう。そこで第5表は第4表から長期貸付金を除いて、短期運転資金に対する各貸出形態のシェアの推移を見たものであ

第4表 指定商業銀行形態別貸出金の認可額と利用額：各年6月末

(単位：1,000万ルピー)

貸 出 形 態		1973	1975	1976	1977	1979	1980
(1) C/C	1. a	5,064	6,377	7,714	8,239	10,691	11,299
	2. a/A(%)	48.6	46.9	46.1	44.5	43.7	41.9
	3. b	2,887	3,944	4,815	5,448	7,505	7,829
	4. b/B(%)	50.0	48.2	45.5	45.2	44.4	42.5
	5=3/1(%)	57.0	61.8	62.4	66.1	70.2	69.3
(2) 当座貸越	1. a	897	1,110	1,240	1,261	1,648	1,804
	2. a/A(%)	8.6	8.2	7.4	6.8	6.7	6.7
	3. b	465	663	657	753	1,075	1,212
	4. b/B(%)	8.1	8.1	6.2	6.2	6.4	6.6
	5=3/1(%)	51.8	59.7	53.0	59.7	65.2	67.2
(3) 短期貸付	1. a	540	658	726	797	1,227	1,104
	2. a/A(%)	5.2	4.8	4.3	4.3	5.0	4.1
	3. b	349	496	566	621	977	909
	4. b/B(%)	6.0	6.1	5.4	5.2	5.8	4.9
	5=3/1(%)	64.6	75.4	78.0	77.9	79.6	82.3
(4) 長期貸付	1. a	974	1,555	1,840	2,337	3,879	4,849
	2. a/A(%)	9.3	11.4	11.0	12.6	15.8	18.0
	3. b	706	1,148	1,516	1,964	3,142	3,928
	4. b/B(%)	12.2	14.0	14.4	16.3	18.7	21.3
	5=3/1(%)	72.5	73.8	82.4	84.1	81.0	81.0
(5) 荷為替手形	1. a	532	614	801	949	1,103	1,204
	2. a/A(%)	5.1	4.5	4.8	5.1	4.5	4.5
	3. b	295	329	442	527	701	758
	4. b/B(%)	5.1	4.0	4.2	4.4	4.1	4.1
	5=3/1(%)	55.4	53.6	55.2	55.5	63.6	63.0
(6) 輸出手形	1. a	489	594	717	836	1,188	1,355
	2. a/A(%)	4.7	4.4	4.3	4.5	4.9	5.0
	3. b	223	292	381	437	614	747
	4. b/B(%)	3.9	3.6	3.6	3.6	3.7	4.0
	5=3/1(%)	45.6	49.2	53.1	52.3	51.7	55.1
(7) 内国手形	1. a	1,658	2,366	3,331	3,418	3,909	4,306
	2. a/A(%)	15.9	17.4	19.9	18.5	16.0	16.0
	3. b	799	1,247	2,129	2,248	2,677	2,846
	4. b/B(%)	13.9	15.2	20.1	18.6	15.9	15.5
	5=3/1(%)	48.2	52.7	63.9	65.8	68.5	66.1
(8) 輸入手形	1. a	244	314	360	667	842	1,030
	2. a/A(%)	2.3	2.3	2.2	3.6	3.4	3.8
	3. b	35	61	56	65	137	198
	4. b/B(%)	0.6	0.8	0.5	0.5	0.8	1.1
	5=1/3(%)	14.5	19.4	15.6	9.8	16.3	19.2

貸出形態		1973	1975	1976	1977	1979	1980
(9)	1. a	31	—	11	—	—	—
	2. a / A(%)	0.3	—	0.1	—	—	—
	3. b	13	—	5	—	—	—
	4. b / B(%)	0.2	—	0.1	—	—	—
	5 = 3 / 1 (%)	41.4	—	45.5	—	—	—
(10)	1. a	10,428	13,589	16,740	18,503	24,487	26,952
	2. a / A(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3. b	5,771	8,180	10,568	12,064	16,826	18,426
	4. b / B(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	5 = 3 / 1 (%)	55.3	60.2	63.1	65.2	68.7	68.4

注：a(A)=認可額，b(B)=利用額

出所：RBI, *Banking Statistics: Basic Statistical Returns, Dec. 1975*, p.14; do. June 1980, p.19; RBI, *Report of the Working Group to Review the System of Cash Credit*, p.62

る。まず貸出認可額を見ると、73~80年にかけて C/C・当座貸越のシェアが63.3%から59.3%へと徐々に低下する一方、手形金融のシェアは31.0%から35.7%へと徐々に上昇し、各種委員会の勧告が緩慢にではあるが実行に移されてきたことを示している。しかし貸出金残高を見ると、C/C・当座貸越のシェアは確かに76年以降若干低下し、一方手形金融のシェアは若干上昇しているが、その後のシェアの変動はほとんど無く、80年になっても C/C・当座貸越のシェアはなお6割強を占めている。

ところでインド商銀の貸出制度、ひいては C/C 制度運用上の問題点の一つとして、商銀国有化後も貸出認可額 (sanctioned credit limit) が預金総額を超過し、また貸出利用額が貸出認可額を下回りつづけてきたことが指摘されてきた⁽²⁾。この点を確かめるために、第 6 表は指定商業銀行の預金残高と貸出認可額の推移を見たものである。貸出認可額／預金額比率を見ると、1977年までこの比率は確かに 100% を超えているが、73年以降低落傾向をたどり、また79年以降はついに 100% を割り、急速に改善されてきたといえる。また先の第 4 表の項目 5 は指定商業銀行の貸出利用額／認可額比率であり、認可額と利用額とのギャップを貸出形態別に見たもの

82 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

第5表 指定商業銀行の形態別運転資本貸出金認可額および残高の推移
(単位: 1,000万ルピー)

貸出形態	1973. 6	1975. 6	1976. 6	1977. 6	1979. 6	1980. 6
〔貸出金残高〕						
1. C/C・当座貸越	3,352	4,607	5,472	6,201	8,580	9,041
(%)	66.3	65.5	60.5	61.4	62.7	62.4
2. 手形貸出	1,352	1,929	3,008	3,277	4,129	4,549
(%)	26.8	27.4	33.3	32.4	30.2	31.4
3. 短期貸付金	349	496	566	621	977	909
(%)	6.9	7.1	6.3	6.1	7.1	6.3
合計	5,053	7,032	9,046	10,099	13,686	14,499
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
〔貸出認可額〕						
1. C/C・当座貸越	5,961	7,487	8,956	9,500	12,339	13,103
(%)	63.3	62.2	60.1	58.4	59.9	59.3
2. 手形貸出	2,923	3,888	5,209	5,970	7,042	7,895
(%)	31.0	32.3	35.0	36.7	34.2	35.7
3. 短期貸付金	540	658	726	797	1,227	1,104
(%)	5.7	5.5	4.9	4.9	6.0	5.0
合計	9,424	12,033	14,890	16,267	20,608	22,102
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: 第4表

第6表 指定商業銀行の預金残高と貸出認可額の推移
(単位: 1,000万ルピー)

	1973	1975	1976	1977	1979	1980
1. 預金額	8,643	11,827	14,155	17,566	27,016	31,759
2. 貸出認可額	10,428	13,589	16,740	18,503	24,487	26,952
3=2/1 (%)	120.7	114.9	118.3	105.3	90.6	84.0

注: 預金残高は3月末・全口座、貸出認可額は6月末・1万ルピー以上の口座のみ

出所: *Report on Currency and Finance, 1975-76*, vol. 1, pp. 55-56; 1980-81, vol. 1, p. 51. および第4表

である。これによると73～80年間に全体的な利用率は55%強から70%近くにまで改善した。また個々の貸出形態別に見ると、同期間に C/C は 6 割弱から 7 割前後に、当座貸越も 5 割強から 7 割近くにまで利用率が上った。しかし長・短期貸付金勘定でも各種手形金融勘定でも皆一様に利用比率が上っており、特に C/C・当座貸越勘定だけが利用比率を顕著に改善したというわけではない。このことは C/C・当座貸越勘定の貸出利用比率の上昇が必ずしも各種委員会勧告によるものではなく、より全般的な金融政策によるものであることを示唆している。

第 7 表は業種別に、C/C 残高および総貸出残高に占める C/C 残高のシェアの推移を見たものである。総貸出残高に占める C/C 残高シェアの特に大きい（1974～80年間を通してほぼ 6 割以上）業種は鉱業・採石、基礎鉱物、セメント、基礎金属といった鉱業関連業種に限定されている。製造業全体をとって見ると C/C のシェアは 5 割強で推移し、農業（ほぼ 3 割弱）、商業（4 割強）よりも高いシェアを占めている。また 1974～80年間を通して大半の製造業種（食品製造・加工、繊維、紙・紙製品、ゴム・ゴム製品、化学・化学製品、エンジニアリング製品、運送機械・部品）で C/C のシェアは 5 割前後で推移した。つづいて第 8 表は C/C の認可額と残高の推移を業種別に見たもので、認可額と利用額とのギャップの大きさを比較したものである（ただし残念ながら、1977 年以降はデータが得られない）。利用率（C 欄）が高く、74～77 年間に 80% 以上を記録した業種は、鉱業・採石（ただし 74 年のみ。75 年以降は 6 割台に低下）、皮・皮製品（74 年、77 年。75、76 年も利用率が高い）、エンジニアリング製品（ただし 74 年のみ。その後低下傾向をたどる）、運送機械・部品（74～75 年。76 年以降は急減）、建設（74～75 年。その後もほぼ 8 割を維持）であり、また紙・紙製品、ゴム・ゴム製品、基礎金属部門もこの間ほぼ 7 割台を維持している。逆に、製造業の中で利用率の極めて低い業種は、食品製造・加工、基礎鉱物であり、また電力部門での利用率も低い。大部門別に見ると、74～77 年間を通じて農業の利用率は 5 割台で徐々に高まっている

第7表 指定商業銀行の業種別C/C貸出残高および総貸出残高に占めるC/C貸出残高シェアの推移

(単位:1,000万ルピー)

業種	1974.12			1975.12			1976.6			1980.6		
	A	B	C =A/B (%)	A	B	C =A/B (%)	A	B	C =A/B (%)	A	B	C =A/B (%)
1. 農業	128	505	25.3	178	620	28.7	258	723	35.7	402	1,694	23.7
2. 鉱業・採石	74	126	58.7	87	132	65.9	81	120	67.5	111	169	65.7
3. 製造業	2,576	4,681	55.0	3,017	5,429	54.9	3,028	5,549	54.6	5,292	9,967	53.1
a. 食品製造・加工	159	259	61.4	169	272	62.1	265	486	54.5	429	918	46.7
b. 飲料・タバコ	44	101	43.6	36	82	43.9	39	101	38.6	84	183	45.9
c. 織維	527	977	53.9	567	1,056	53.7	623	1,147	54.3	912	1,790	50.9
d. 紙・紙製品	81	146	55.5	97	178	54.5	98	185	53.0	155	360	43.1
e. 皮・皮製品	14	56	25.0	18	71	25.4	15	86	17.4	43	174	24.7
f. ゴム・コム製品	38	79	48.1	49	104	47.1	52	113	46.0	105	203	51.7
g. 化学・化学製品	233	489	47.6	288	590	48.8	334	664	50.3	671	1,294	51.9
h. 基礎鉱物	52	90	57.8	67	109	61.5	30	52	57.7	347	381	91.1
i. セメント	27	35	77.1	41	54	75.9	46	59	78.0	70	101	69.3
j. 基礎金属	400	602	66.4	503	755	66.6	451	732	61.6	658	1,104	59.6
k. エンジニアリング製品	575	1,018	56.5	701	1,231	56.9	707	1,234	57.3	1,134	2,099	54.0
l. 運送機械・部品	141	249	56.6	172	311	55.3	151	273	55.3	316	530	59.6
m. その他	284	580	49.0	307	616	49.8	216	417	51.8	269	558	48.2
4. 電力	44	117	37.6	38	106	35.8	36	97	37.1	40	111	36.0
5. 建設	29	65	44.6	32	70	45.7	33	73	45.2	59	160	36.9
6. 運輸手	11	157	7.0	15	241	6.2	15	275	5.5	33	867	3.8
7. 個人業・専門業	22	126	17.5	26	143	18.2	28	153	18.3	54	330	16.4
8. 商業	474	1,099	43.1	741	1,747	42.4	1,258	3,029	41.5	1,830	4,482	40.8
9. 個人貸付	6	156	3.8	5	171	2.9	5	189	2.6	5	358	1.4
10. その他	84	329	25.5	92	370	24.9	78	360	21.7	102	558	18.3
合計	3,448	7,359	46.9	4,232	9,030	46.9	4,820	10,568	45.6	7,829	18,426	42.5

注: A=C/C貸出残高 B=総貸出残高 C=A/B (%)

出所: RBI, *Banking Statistics: Basic Statistical Returns*, Dec. 1975, pp.239, 247; Dec. 1976, p.22; June 1980, p.26

第8表 C/C勘定の業種別貸出認可額と貸出金残高の推移*

(単位: 1,000万ルピー)

業 種	1974. 12			1975. 12			1976. 6			1977. 6		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1. 農業	241	128	53.1	303	178	58.7	646	373	57.7	556	332	59.7
2. 金業・採石業	86	74	86.0	126	87	69.0	153	91	59.4	154	102	66.4
3. 製造業	3,820	2,576	67.4	4,382	3,017	68.8	5,669	3,547	62.6	5,724	3,774	65.9
a. 食品製造・加工	384	159	41.4	452	169	37.4	616	303	49.2	688	376	54.7
b. 飲料・タバコ	71	44	62.0	59	36	61.0	93	56	60.1	104	74	71.1
c. 織維業	790	527	66.7	827	567	68.6	1,030	694	67.4	1,049	791	75.4
d. 紙・紙製品	108	81	75.0	132	97	73.5	174	123	70.9	183	129	70.7
e. 皮・皮製品	17	14	82.4	23	18	78.3	29	22	74.2	35	30	86.2
f. ゴム・ゴム製品	60	38	63.3	62	49	79.0	103	74	72.2	122	76	62.5
g. 化学・化学製品	360	233	64.7	436	288	66.1	665	417	62.7	679	433	63.8
h. 基礎鉱物	115	52	45.2	128	67	52.3	147	35	23.9	105	23	22.3
i. セメント	50	27	54.0	58	41	70.7	75	50	67.1	66	36	54.1
j. 基礎金属	551	400	72.6	646	503	77.9	761	506	66.5	785	506	64.5
k. エンジニアリング製品	708	575	81.2	899	701	78.0	1,147	817	71.2	1,141	763	66.9
l. 運送機械・部品	171	141	82.5	206	172	83.5	393	184	46.7	274	189	69.1
m. その他	444	284	64.0	453	307	67.8	434	266	61.2	493	348	70.5
4. 電力	81	44	54.3	67	38	56.7	100	57	56.6	149	59	39.8
5. 建設	34	29	85.3	39	32	82.1	71	56	79.3	91	72	78.7
6. 転手	24	11	45.8	27	15	55.6	106	59	56.1	127	71	55.8
7. 個人業・専門業	30	22	73.3	39	26	66.7	108	71	65.7	115	76	66.1
8. 商業	1,215	474	39.0	1,612	741	46.0	2,289	1,501	65.6	2,851	1,988	69.7
9. 個人貸付	9	6	66.7	8	5	62.5	119	88	73.8	126	95	75.4
10. その他	175	84	48.0	207	92	44.4	423	209	49.4	405	234	57.7
合計	5,725	3,448	60.2	6,810	4,232	62.1	9,680	6,040	62.4	10,296	6,816	66.2

注: * 貸出認可額 1万ルピー以上の口座のみ

出所: BSR, Dec. 1975, p.239; Report on the Working Group to Review the System of Cash Credit, pp.65-66

のに対し、製造業全体の利用率は6割台でどちらかというと減少気味、また商業のそれは4割弱から7割弱へと急激に高まっている。

(2) 在庫水準と銀行借入額

最後に、RBIによる民間大中規模株式公開企業のデータによって、銀行借入額と在庫水準との関連が国有化以降どのように変化したのかという点を見ておきたい。第9表は65-66年～80-81年間の大中規模株式公開企業および70-71～81-82年間の大規模株式公開企業（すべて大中規模株式公開企業の中に含まれる）の在庫／売上高比率、短期銀行借入金／在庫比率、総銀行借入金／在庫比率の推移を見たものである。5年ごとにカヴァレッジが増大しているのでそのまま比較することは出来ないが、在庫／売上高比率をとってみると上記期間を通じて3割前後で推移し、大きな変動は見られない。しかしこの比率は70年代後半から若干低下しており、タンソン委員会勧告実施の影響がうかがわれる。一方、短期銀行借入金／在庫比率を見ると、65-66年～68-69年にかけて上昇、69年-70年～74-75年にかけて低下、75-76年～77-78年にかけて再上昇、そして78-79年以降は再低下するといったように変動を繰り返し、信用の中長期的な膨張と収縮の交替が読み取れる（総銀行借入金／在庫比率もほぼ同様の変動を繰り返している）。しかしこの比率も、商銀国有化以前の60年代とそれ以降とを比較するとわかるように、長期的には確実に低下してきている。

第10表は、73-74年～80-81年間の、大中規模株式公開企業の短期銀行借入金／在庫比率の推移を業種別に見たものである⁽³⁾。各業種ともそれぞれ独自に大きく変動を繰り返し、業種間の共通項を見出すことは出来ない。そこでより安定的なトレンドを見るために、この表に基いて業種ごとの3年移動平均値を第2図に示した。全業種を見ると50%前後でなだらかな山形を描いている。しかしここでも個々の業種を見ると、その動きはばらばらで、業種間の格差も極めて大きい。可能な範囲で分類してみると、短期銀行借入金／在庫比率がこの間一貫して全業種平均値よりも高い業種として綿織物、ジュート織物、醸造・蒸留、印刷・出版が挙げられる。逆に一

第9表 在庫／売上高比率および銀行借入金／在庫比率の推移

	総在庫／売上高 比率 (%)	短期銀行借入金／ 総在庫比率 (%)	総銀行借入金／ 在庫比率 (%)
大中規模株式公開会社* (1,501社)			
1965—66	33.8	54.5	54.5
1966—67	33.9	57.7	60.8
1967—68	34.5	60.0	63.1
1968—69	32.5	61.4	64.9
1969—70	31.5	60.8	64.2
1970—71	31.6	58.8	61.8
(1,650社)			
1970—71	31.9	56.7	62.5
1971—72	32.2	53.1	58.4
1972—73	30.6	48.4	53.3
1973—74	32.6	46.4	51.0
1974—75	33.2	44.4	48.0
1975—76	31.1	49.5	52.4
(1,720社)			
1975—76	30.7	48.5	53.0
1976—77	27.4	51.7	56.9
1977—78	26.9	51.7	57.2
1978—79	27.6	51.1	56.8
1979—80	28.5	46.8	53.2
1980—81	27.7	43.9	49.7
大規模株式公開会社** (385社)			
1970—71	31.0	55.8	69.9
1971—72	31.7	50.9	55.6
1972—73	30.6	45.6	50.1
1973—74	32.1	42.8	46.5
1974—75	33.1	41.2	44.1
1975—76	31.1	45.3	47.5
(426社)			
1975—76	31.2	47.1	51.1
1976—77	27.9	49.8	54.6
1977—78	27.5	49.4	54.3
1978—79	28.1	48.3	53.3
1979—80	29.6	43.4	49.0
(478社)			
1980—81	28.3	40.2	45.1
1981—82	28.2	38.5	44.1

注： * 払込資本額50万ルピー以上

** 払込資本額1,000万ルピー以上

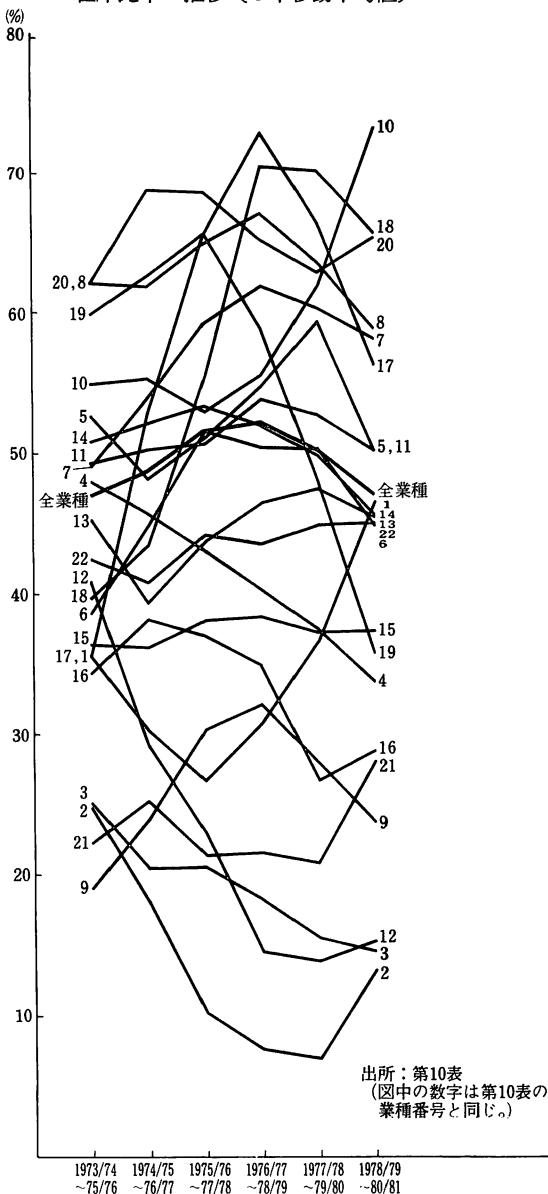
出所：BRI, *Report on Currency and Finance*, 1975-76, vol. 1, p. 93; 1980-81, vol. 1, p. 140; 1982-83, p. 140

第10表 民間大中規模株式公開企業の業種別に見た短期銀行借入金／在庫比率の推移 (%)

業種	1,650社			1,720社					
	1973 —74	1974 —75	1975 —76	1976 —77	1977 —78	1978 —79	1979 —80	1980 —81	
1. 茶プランテーション	42.3	31.6	32.7	26.5	21.0	44.9	44.4	50.7	
2. コーヒー・プランテーション	31.2	28.8	14.5	10.8	5.2	7.0	9.0	24.1	
3. ゴム・プランテーション	32.6	19.4	23.2	18.8	19.7	16.3	10.7	17.1	
4. 食用野菜・食用油	51.5	46.3	46.1	44.6	38.7	37.9	36.1	27.7	
5. 砂糖	56.5	48.5	52.7	43.4	57.3	63.8	57.1	29.6	
6. タバコ	28.2	41.1	46.3	47.0	61.2	43.1	46.5	45.6	
7. 繊織物	46.7	45.8	54.8	60.7	62.0	62.7	56.0	55.6	
8. ジュート織物	64.8	60.2	60.9	64.6	69.6	66.8	54.1	55.4	
9. 絹織物・レイヨン織物	18.9	14.7	23.4	33.5	34.3	28.8	20.9	21.9	
10. 毛織物	51.9	60.6	52.1	52.8	53.8	60.0	71.9	88.2	
11. 釀造・蒸留	51.4	46.7	49.7	54.3	48.0	59.0	51.2	40.3	
12. アルミニウム	51.6	35.4	35.8	16.5	17.1	10.1	14.9	21.1	
13. その他非鉄金属	60.9	37.4	39.3	41.4	50.7	47.3	44.4	45.0	
14. エンジニアリング	50.5	49.1	52.8	54.5	52.7	48.9	48.0	40.3	
i. 輸送機器 (うち自動車)	40.1	46.5	48.6	58.4	56.7	45.3	51.2	34.2	
ii. 電気機器	39.1	46.3	49.6	57.9	56.8	44.5	50.6	32.9	
iii. 機械(i. ii. を除く)	60.3	53.3	59.3	61.1	58.2	52.7	49.5	44.0	
iv. 鋳物・エンジニアリング製作所	47.8	43.6	46.7	40.8	38.2	39.2	36.4	31.8	
v. 鉄・非鉄金属製品	52.6	57.6	61.8	61.2	60.4	57.8	52.2	51.6	
15. 化学	40.1	32.9	36.2	39.4	38.7	37.2	36.1	39.2	
16. セメント	39.6	31.8	31.4	51.3	28.2	25.3	26.6	34.7	
17. ゴム・ゴム製品	20.9	40.2	45.6	72.3	78.8	67.0	52.8	48.8	
18. 紙・紙製品	39.6	31.8	31.4	51.3	28.2	25.3	26.6	34.7	
19. ガラス・ガラス製品	45.4	36.0	37.8	56.6	71.7	82.9	55.6	58.4	
20. 印刷・出版	59.7	59.7	60.0	68.1	68.7	39.6	35.4	32.8	
21. 発電・電力供給	55.1	66.5	65.8	73.9	65.9	55.6	67.1	73.5	
22. 商業	14.2	25.2	27.8	22.5	13.8	28.5	20.3	35.7	
合計 (その他のものを含む)	50.2	34.5	42.5	45.3	44.9	40.7	49.1	45.5	
	47.1	44.4	49.5	52.4	52.8	51.0	46.8	43.9	

出所 : RBI, "Finances of Medium and Large Public Limited Companies", Reserve Bank of India Bulletin, July 1976; Sept. 1977; May 1980; July 1983

第2図 民間大中規模株式公開企業の業種別短期銀行借入金／在庫比率の推移（3年移動平均値）



貫して全業種平均値よりも低い業種は、茶プランテーション、コーヒー・プランテーション、ゴム・プランテーション、絹織物・レイヨン織物、アルミニウム、その他非鉄金属、化学、セメント、発電・電力供給、商業である。変動のタイプで分けてみると、この間の変動が小さく、安定的な短期銀行借入金／在庫比率を示している業種として、化学、醸造・蒸留、商業が挙げられる。特に化学のそれは極めて安定している。またジュート織物、印刷・出版、砂糖、エンジニアリング、その他非鉄金属の比率も比較的安定した動きを示している。逆に変動の極めて大きい業種は、ゴム・ゴム製品、ガラス・ガラス製品、紙・紙製品、毛織物、茶プランテーション、アルミニウム、コーヒー・プランテーション等である。最後にトレンドでタイプ分けしてみると、この間短期銀行借入金／在庫比率が上昇傾向にある業種として毛織物、綿織物、発電・電力供給、紙・紙製品、商業等が、逆に下降傾向にある業種としてガラス・ガラス製品、エンジニアリング、食用野菜・食用油、アルミニウム、セメント、ゴム・プランテーション、コーヒー・プランテーションが挙げられよう。

最後にタンドン委員会からチョーレ委員会に引き継がれた、商業銀行による運転資本貸出限度に関する勧告がどの程度実行されているか検討しておこう。前述したようにタンドン委員会は貸出第1方法から第3方法へ徐々に進むのが良いとしていた。そしてチョーレ委員会はこの勧告を再検討し、貸出第2方法の実施を勧告している。したがってここでは貸出第2方法の流動比率（流動資産／流動負債比率）を基準にして、第11表の大中規模株式公開企業の業種別流動比率のデータを検討していく。貸出第2方法の流動比率は1.33：1である（ちなみに貸出第1方法のそれは1.17：1）。1970-71年～80-81年間の全業種の流動比率は、74-75年に1.31にまで高まったものの、その後再び低下しどんどん停滞したままである。業種ごとに見るとこの間流動比率が高まっているのは、食用野菜・食用油、醸造・蒸留、電気機器、機械、印刷・出版が数えられるのみである。茶プランテーション、コーヒー・プランテーション、タバコ、ジュート織物、毛織物、

第11表 民間大中規模株式公開企業の業種別流動比率*の推移

業 種	1,650社			1,720社		
	1970 —71	1972 —73	1974 —75	1976 —77	1978 —79	1980 —81
1. 茶プランテーション	1.22	1.19	1.23	1.16	1.16	1.17
2. コーヒー・プランテーション	1.60	1.64	1.85	1.51	1.47	1.56
3. ゴム・プランテーション	1.06	1.07	1.28	1.29	1.16	1.05
4. 食用野菜・食用油	1.13	1.07	1.26	1.28	1.28	1.44
5. 砂 糖	1.04	1.14	1.16	1.08	0.97	1.02
6. その他食料品	—	—	—	1.17	1.28	1.24
7. タバコ	2.13	1.90	1.71	1.47	1.52	1.33
8. 綿 織 物	1.16	1.22	1.45	1.16	1.14	1.20
9. ジュート織物	1.05	1.09	1.03	0.89	0.82	0.97
10. 絹織物・レイヨン織物	1.49	1.75	1.86	1.76	1.55	1.58
11. 毛 織 物	1.44	1.42	1.38	1.32	1.28	0.99
12. 酿造・蒸留	1.27	1.20	1.27	1.23	1.39	1.49
13. 鉄 鋼	1.13	1.04	1.21	—	—	—
14. アルミニウム	1.82	1.37	1.46	1.51	1.66	1.41
15. その他非鉄金属	1.25	1.36	1.64	1.63	1.59	1.36
16. エンジニアリング	1.21	1.25	1.28	1.24	1.27	1.27
i. 輪送機器 (うち自動車)	1.17	1.26	1.25	1.20	1.26	1.19
ii. 電気機器	1.18	1.33	1.26	1.19	1.25	1.18
iii. 機械(i. ii. を除く)	1.21	1.25	1.33	1.29	1.33	1.34
iv. 鑄物・エンジニアリング製作所	1.20	1.21	1.21	1.25	1.31	1.28
v. 鉄・非鉄金属製品	1.23	1.24	1.36	1.11	1.15	1.31
17. 化 学	1.38	1.40	1.36	1.24	1.17	1.26
18. マッチ	1.32	1.40	1.58	1.56	1.48	1.44
19. 鉱 物 油	1.91	1.69	—	—	—	—
20. セメント	1.24	1.21	—	—	—	—
21. ゴム・ゴム製品	1.27	1.24	1.26	1.10	1.14	1.05
22. 紙・紙製品	—	—	1.42	1.20	1.23	1.21
23. ガラス・ガラス製品	1.28	1.18	1.40	1.31	1.10	1.17
24. 印刷・出版	1.21	1.19	1.37	1.07	1.35	1.33
25. 発電・電力供給	1.07	1.07	1.18	1.20	1.25	1.28
26. 商 業	0.90	0.86	1.08	1.07	0.95	0.90
27. 海 運 業	1.26	1.26	1.26	1.27	1.22	1.21
合 計 (その他のものを含む)	0.98	0.91	0.79	0.61	0.36	0.49
	1.22	1.23	1.31	1.24	1.21	1.23

注：* 流動比率=流動資産／流動負債

出所：“Finances of Medium and Large Public Limited Companies”, Reserve Bank of India Bulletin, Oct. 1974; Sept. 1977; May 1980; July 1983

アルミニウム、鉄・非鉄金属製品、セメント、紙・紙製品、商業、海運業といった多くの業種では、逆に流動比率が低下している。またタンドン委員会勧告の貸出第2方法を達成している業種は、コーヒー・プランテーション、タバコ、綿織物・レイヨン織物、アルミニウム、その他非鉄金属、化学、マッチといった当初から流動比率の高い諸業種の他、食用野菜・食用油、綿織物、毛織物、電気機器、鋳物・エンジニアリング製作所、ゴム・ゴム製品、紙・紙製品、ガラス・ガラス製品といった業種も一時的に流動比率が1.33 : 1を超えていている。つまりかなり多くの業種で貸出第2方法が実施されていると言うことが出来よう。しかし上記の業種においても流動比率の安定的な上昇傾向を見出すことは出来ず、また流動比率の高い業種はもともとそうなのであって、タンドン委員会勧告の影響を読み取ることは出来ない。

- (1) RBI, *Banking Statistics: Basic Statistical Returns*, Dec. 1974; Dec. 1976; June 1980
- (2) そのため貸出利用額がわずかに上昇しただけでも、貸出制度そのものが立ち行かなくなる可能性を秘めているとタンドン委員会によって指摘されてきた (*Report on the Study Group to Frame Guidelines for Follow-up of Bank Credit*, p. 12)。この指摘を受けて、チョーレ委員会は特にC/C勘定の貸出認可額と利用額とのギャップ問題に焦点をあて、以下のようなファクト・ファインディングをおこなっている (*Report of the Working Group to Review the System of Cash Credit*, pp. 8-10)。
 - (1) 商銀の貸出が貸出認可額1,000万ルピー以上の大口の借り手に対する場合、総貸出認可額および総貸出残高に占めるC/Cおよび当座貸越のシェアは、1977年3月～1979年3月にかけて、それぞれ2/3程度で安定している。
 - (2) 全般的に見ると、1977年3月～1979年3月間の貸出認可額と貸出利用額とのギャップは、おおよそ認可限度額の1/3程度である。
 - (3) C/C貸出認可額利用率の産業別相違は、各産業の季節的な変動特性によるものであり、またピーク利用時も産業ごとに異っている。利用率が一貫して低い業種は、石油、セメント、プランテーション、発電および送配電であり、逆に一貫して高い業種は、紙および紙製品、皮革および皮革製

第12表 民間大中規模株式公開企業の業種別企業数

業種	1970-71 ～1972-73	1974-75	1976-77	1978-79 ～1980-81
[1] 農業・農業関連	162	175	162	160
1. 茶プランテーション	120	131	119	117
2. コーヒー・プランテーション	16	17	16	15
3. ゴム・プランテーション	18	18	19	19
[2] 鉱業・採石	28	13	9	10
[3] 加工業・製造業	1,250	1,266	1,150	1,147
1. 穀類・豆類	9	8	8	8
2. 食用野菜・食用油	14	13	12	12
3. 砂糖	73	66	60	57
4. その他食料品	—	22	30	31
5. タバコ	6	6	7	8
6. 繊織物	270	249	241	238
7. ジュート織物	43	41	37	31
8. 絹織物・レイヨン織物	18	19	14	13
9. 毛織物	9	11	9	10
10. 醸造・蒸留	8	11	20	10
11. 鉄鋼	2	2	—	—
12. アルミニウム	4	3	3	3
13. その他非鉄金属	8	8	9	8
14. エンジニアリング	407	411	460	461
i. 輸送機器 (うち自動車)	49	48	56	59
ii. 電気機器	32	34	42	45
iii. 機械(i.i.を除く)	108	107	112	114
iv. 鋳物・エンジニアリング製作所	132	135	149	149
v. 鉄・非鉄金属製品	45	46	72	72
15. 化学	168	185	201	204
i. 化学肥料			13	13
ii. 染料・染色			10	10
iii. 人造繊維	80	82	13	13
iv. プラスチック原料			11	12
v. その他基礎工業化学			44	42
vi. 医薬品	42	52	52	52
vii. 塗料・塗料関連品	—	—	15	15
viii. その他化学製品	46	51	43	47
16. マッサチ	2	—	—	—
17. 鉱物油	5	—	—	—
18. セメント	18	18	18	15
19. 陶器類	21	19	23	19
20. ゴム・ゴム製品	15	19	19	20
21. 紙・紙製品	36	36	42	41
22. ガラス・ガラス製品	11	12	12	12
23. 印刷・出版	21	24	24	24
[4] その他の他	210	196	196	202
1. 建設	17	18	17	19
2. 発電・電力供給	31	15	10	9
3. 工業用・医療用ガス	—	—	11	11
4. 商業	84	88	90	94
5. 不動産	27	21	22	22
6. 海運業	17	14	17	17
7. ホテル・レストラン	6	7	7	7
合計(その他のものを含む)	1,650		1,720	

出所：“Finances of Medium and Large Public Limited Companies”(各年)

品、エンジニアリング、輸送機器等である。また季節変動がきわめて顕著な業種は、農業、プランテーション、石炭および鉄鉱石、砂糖、食用油およびヴァナスパティ、タバコ、肥料、電機機械等である。

- (4) C/C貸出は、しばしば思われているように大口の借手に限定されているものではなく、あらゆるセクターの借手にとって支配的な形態である。
- (5) 概して公共部門の貸出認可額利用率(50~55%)は民間部門のそれ(70%程度)よりも低い。
- (6) 大口の借り手の貸出認可額利用率は中小口の借り手のそれよりも高い。
- (3) RBI, "Finances of Medium and Large Public Limited Companies", *Reserve Bank of India Bulletin*, Oct. 1974; July 1976; Sept. 1977; May 1980; July 1983; Feb. 1985, ここで取りあげられている企業は、非金融法人部門払込資本額の80~85%をカバーしている。なお各年の業種別企業数は第12表に与えられている。

5. おわりに

1969年6月の主要商業銀行14行の国有化は、インド金融史上の一代画期であった。これを境に商業銀行を中心として、インド金融の近代化が一気に促進されることになった。その近代化の理念とは、一言で言えば計画化(planning)の一環に金融を取り込むこと、そして金融の中に計画化概念をもたらすことである。国有化によって、「社会的責任」と「開発銀行としての役割」が商業銀行に同時に期待されることになり、商銀の貸出政策は大きく転換する。従来の安全性・担保指向型貸出基準から開発可能性・生産指向型貸出基準への転換、民間大規模企業から農業を中心とする優先部門および公共部門への貸出への重点移行が急速に実行されることになる。こうした金融の構造転換の中で、民間大中規模企業に対する銀行信用の稀少資源化が解決されるべき一つの問題として浮かび上がったのである。問題の解決は商銀および企業の信用規律の強化という方向で図られることになったが、4度に及ぶ委員会勧告はそうした努力の軌跡である。

信用規律強化の方法として当初のデヘシア委員会が注目したのは運転資本貸出形態の改革であった。企業部門の信用膨張を引き起こし、大企業の

独占力を助長し、金融政策の有効性を阻害するものとして C/C および当座貸越制度に改革のメスが向けられた。この発想を受け継いだタンドン委員会勧告はとりわけ反独占思想に強く裏づけられたもので、C/C・当座貸越勘定の貸出認可額基準となる企業の在庫水準そのものをも規制の対象にし、商銀一中央銀行を通じて政府の計画化=監視の徹底化を促進しようとした。一方ナラシムハム委員会勧告によって、金融政策の有効性を高めるべく手形市場の創出が図られることになった。チョーレ委員会はタンドン委員会勧告を「再検討」するために設置されたものであるが、ここでは反独占思想そのものは背景に退き、より健全な企業金融体制としての間接金融依存体制から直接金融依存体制への脱却をいかに図るかがメイン・テーマになっているように思われる。ここに商銀の C/C・当座貸越制度の変更という発想は消え、代りに企業の銀行信行への過度の依存体質の是正という一般論に議論が移行した⁽¹⁾。かくして手形市場とならんと社債市場および株式市場の整備・促進が新たな80年代の課題として浮びあがってきたと言える。

国有化以降10年間の商銀貸出のパフォーマンスを見ると、長期貸し付け金形態の貸出シェアが急速に高まる一方、短期運転資本貸出形態としての C/C・当座貸越のシェアは 80 年の残高ベースでなお 6 割を占め、逆に手形金融のシェアー増大はわずかなものにとどまっている。また同期間の民間大中規模株式公開企業の短期銀行借り入れ金／在庫比率は変動を繰り返しながらも長期的傾向としては低下している。しかし流動比率の増大傾向は見られず、タンドン委員会の貸出第 2 方法勧告の影響を見ることは出来ない。また第13表によって民間大中規模株式公開企業の負債・自己資本の推移を見ると、負債・自己資本総額に占める銀行借り入れ金のシェアーは70年代を通じてほぼ横這いである。のみならず自己資本、払込資本、借り入れ金に対する銀行借り入れ金の比率（項目 7～9）はそれぞれ74—75年より上昇し、銀行信用への依存度はかえって高まっていると言わざるをえない⁽²⁾。一方こうした状況の中で銀行借り入れ金／その他流動負債比

第13表 民間大中規模株式公開企業の負債・自己資本の推移

(単位：1,000万ルピー)

	1,650社					1,720社				
	1970 —71	1971 —72	1972 —73	1973 —74	1974 —75	1975 —76	1976 —77	1977 —78	1978 —79	
1. 負債・自己資本 総額 (%)	6,943	7,476	7,927	8,890	10,550	11,278	12,028	13,064	14,460	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
2. 自己資金 (%)	2,679	2,865	3,060	3,321	3,813	3,933	4,116	4,381	4,753	
	38.6	38.3	38.6	37.4	36.1	34.9	34.2	33.5	32.9	
3. うち払込資本 (%)	1,545	1,593	1,645	1,706	1,814	1,887	2,017	2,147	2,269	
	22.3	21.3	20.8	19.2	17.2	16.7	16.8	16.4	15.7	
4. 借入金 (%)	2,644	2,775	2,799	3,022	3,455	3,925	4,227	4,576	5,052	
	38.1	37.1	35.3	34.0	32.7	34.8	35.1	35.0	34.9	
5. うち銀行借入金 (%)	1,391	1,469	1,420	1,574	1,912	2,117	2,288	2,459	2,782	
	20.0	19.6	17.9	17.7	18.1	18.8	19.0	18.8	19.2	
6. その他流動負債 (%)	1,344	1,503	1,665	2,048	2,625	2,724	3,002	3,415	3,940	
	19.4	20.1	21.0	23.0	24.9	24.2	25.0	26.1	27.2	
7=5/2 (%)	51.9	51.3	46.4	47.4	50.1	53.8	55.6	56.1	58.5	
8=5/3 (%)	90.0	92.1	86.3	92.3	105.4	112.2	113.4	114.5	122.6	
9=5/4 (%)	52.6	52.9	50.7	52.1	55.3	53.9	52.7	53.7	55.1	
10=5/6 (%)	103.5	97.7	85.3	76.9	72.8	77.7	76.2	72.0	70.6	

出所：RBI, *Report on Currency and Finance, 1975-76*, vol. 2, p. 76; *1980-81*, vol. 2, p. 73

率（項目10）は更に急速に、一貫して低下している。つまり国有化以降の民間大中規模企業に対する商銀運転資本貸出規制の最大の影響は、企業の短期資金調達方法として買掛金への依存度が急速に高まったことであると言えよう⁽⁸⁾。ところでこうした形での企業サイドによる短期銀行信用規制問題の実際上の解決は、各種委員会が望んだ問題解決の方法とは、あまりにも大きく異っている。手形市場の整備・促進は遅々として進まず、また社債市場・株式市場のそれも前途多難である。更にまた買掛金への依存度の高まりは金融政策の有効性を低下させ、企業の独占力を温存させるようにならざるを得ない。

かくして C/C 制度改革議論に始まった商銀貸出形態改革の運動は、買掛金の膨張という企業金融の思わざる形での変容に帰結し、商銀国有化による貸出政策の大転換は、企業金融の新たな形での歪みをもたらすことになった。

- (1) こうした論点の変更は80年代インドの「規制緩和（民活導入）時代」へ向けてのひとつの動向と見なすことも出来よう。
- (2) 先に述べたように、国有化以降民間大中規模工業に対する商銀貸出金のシェアは激減しているにもかかわらず、企業サイドから見ると銀行借り入れ金への依存度は横這いあるいは若干高まっていることになる。こうした事実は70年代における銀行信用の急速な膨張と、それと比較した企業規模拡張の小ささを示すものである。
- (3) L. M. Bhole, "Behaviour of Trade Credit: Its Relevance for Monetary Policy", *Economic and Political Weekly*, May 3, 1984 参照。

参考文献

1. Adve, Sudhakar, "Financial Practices in Indian Corporate Sector: Inter-Group and Inter-Size Differences", *Economic and Political Weekly*, Vol. XV No. 8, Feb. 23, 1980
2. Ambegaoka, Naini, "Working Capital Requirements and Availability of Bank Credit (Indian Processing and Manufacturing Industries), *RBI Bulletin*, Nov. 1969
3. Avadhani, V. A., *Studies in Indian Financial System*, Bombay: Jaico Publishing House, 1978
4. Bhole, L. M., "Bank Finance for Working Capital after Tandon Committee Report: Some Evidence", *Economic and Political Weekly*, Vol. XVIII No. 52 & 53, Dec. 24-31, 1983
5. Do., "Behaviour of Trade Credit: Its Relevance for Monetary Policy", *Economic and Political Weekly*, May 3, 1984
6. Chitale, M. P., "Finance for Industry", *Economic and Political Weekly*, Vol. XV No. 17, April 26, 1980
7. Dalal, N. C., "Chore Committee Report: Entrepreneurial Viewpoint (I) (II)", *Economic Times*, April 3, April 9, 1981
8. Desai, Vasant, *Indian Banking: Nature and Problems*, Bombay: Himalaya Publishing House, 1979

98 インドにおける運転資本貸出規制の論理と現実

9. Gupta, L. C. ed., *Banking and Working Capital Finance : Selected Papers*, Delhi : Macmillan, 1978
10. Do. ed., *Readings in Industrial Finance*, Delhi : Macmillan, 1976
11. India, Government of, *Report of the Banking Commission*, 1972
12. Do., *Economic Survey 1975-76*, 1976
13. Indian Institute of Bankers, *Commercial Banking*, Vol. 2 [Part I], Bombay : Vora & Co., 1978
14. Iyengar, Sampath S., "Money and Production and All That", *Economic and Political Weekly*, Vol. XV No. 14, April 5, 1980
15. Joshi, Navin Chandea, 'Bank Credit for Working Capital", *Economic Times*, Feb. 12, 1981
16. Kaveri, V. S., "Financing of Working Capital in Indian Industry", *Economic and Political Weekly*, Vol. XX, No. 35, (Review of Management), August 1985
17. Khan, M. Y., *Indian Financial System : Theory and Practice*, Delhi : Vikas Publishing House, 1980
18. Kumarsundaram, S., "The Indian Financial System: Its Deficiencies and Some Remedies", *Economic and Political Weekly*, Vol. XVII No. 19, May 8, 1982
19. Rao, B. Ramachandra, "Review of Cash Credit Lending by Banks", *Economic Times*, March 6, 1981
Do. "Chore Panel Report: Answering the Critics", *Economic Times*, Oct. 31, 1981
21. Reserve Bank of India, "Report of the Study Group on the Extent to which Credit Needs of Industry and Trade are likely to be Inflated and How such Trends could be Checked—Summary" *Reserve Bank of India Bulletin*, Nov. 1969
22. Do., "Report of the Study Group on Enlarging the Use of the Bill of Exchange as an Instrument of Credit and the Creation of a Bill Market", *RBI Bulletin*, July 1970
23. Do., *Report of the Study Group to Frame Guideline for Following-up of Bank Credit*, 1975
24. Do., *Report of the Working Group to Review the System of Cash Credit*, 1979
25. Do., *Report on Currency and Finance* (各年)

26. Do., "Finances of Medium and Large Public Limited Companies", *Reserve Bank of India Bulletin*, Oct. 1974; July 1976 Sept. 1977; May 1980; July 1983
27. Do., *Banking Statistics: Basic Statistical Returns*, Dec. 1975, Dec. 1976, June 1980
28. Do., *Explanatory Notes on Current Statistics*, 1978
29. Sengupta, Sudhi R., "Working Capital: Debentures, Deposits as Resources", *Economic Times*, June 4, 1981
30. Shetty, S. L., "Deployment of Commercial Bank and Other Institutional Credit: A Note on Structural Change", *Economic and Political Weekly*, Vol. XI No. 19, May 8, 1976
31. Sundar, Natarajan, "Working Capital Management and Finance", *Economic and Political Weekly*, Vol. XV No. 8, Feb. 23, 1980
32. Vaswani, T. A., *Indian Banking System: A Critical Study of the Central and Commercial Banking Sector*, Bombay: Lalvani Publishing House, 1968
33. 『インド経済季報』第31巻第1号, 1981年6月
34. 絹所秀紀「インドにおける金融構造の転換—1969年主要商業銀行国有化以降(1)」(『経済志林』第50巻第2号1982年10月)
35. 同「70年代のインフレーション」(山口博一編『現代インド政治経済論』アジア経済研究所, 1982年所収)